

請負契約書

請負の表示

大学パンフレットの企画・制作等業務 一式

発注者 国立大学法人北海道国立大学機構（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、下記の金額で請負契約を結ぶものとする。

第1条 請負代金額は、金 円(うち消費税額及び地方消費税額 円)とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金に110分の10を乗じて得た額である。

第2条 乙は甲に対し、別紙仕様書に基づき、業務を行うものとする。

第3条 本契約に基づき制作し納品した成果物（以下「成果物」という。）は帯広畜産大学入試課に納入するものとする。

第4条 業務の完了期限は、令和7年6月30日とする。

第5条 乙は業務完了後、完了報告書を帯広畜産大学管理課に提出するものとする。

第6条 請負代金は、完了検査後1回に支払うものとする。

第7条 請負代金の請求書は、帯広畜産大学管理課に送付するものとする。

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 代金の支払時期は、適正な請求書を受領した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

第10条 乙は甲に対し本業務を履行するために作成したイラストや写真、その他成果物（以下、「成果物等」という）について、個々のデータ等を提供する。ただし、成果物に第三者の著作物を使用している場合は、この限りではない。

2 甲は成果物等について、帯広畜産大学の教職員が、大学運営に必要な業務（公式SNSやホームページの掲載・説明資料作成等）において、利用することができる。ただし、成果物等を加工（修正・切抜きを含む）して利用する場合は、事前に乙と協議しなければならない。

第11条 成果物に使用するイラスト、写真等の著作権その他知的財産権及び肖像権等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、乙の負担において必要な手続きを行うものとする。

第12条 成果物の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他紛争が生じたときは、乙の負担においてこれを解決するものとし、甲に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

第13条 この契約についての必要な細目は、北海道国立大学機構製造請負契約基準によるものとする。

第14条 この契約について甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第16条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 北海道帯広市稲田町西2線11番地

国立大学法人北海道国立大学機構

理事長

長谷山

彰

乙